

## 参考資料

- 資料 1 生物多様性条約の概要
- 資料 2 生物多様性基本法の概要
- 資料 3 愛知目標（20 の個別目標）
- 資料 4 指標の現状値一覧
- 資料 5 本県における主な特定外来生物の分布状況（表 3）について
- 資料 6 生物多様性に関する県民アンケート調査（e-かなネットアンケート）調査結果
- 資料 7 かながわ生物多様性計画の取組の所管課一覧
- 資料 8 里山指標種の生息・生育状況（図 8）について
- 資料 9 生物多様性に関連する情報（ホームページアドレス）

資料1 生物多様性条約の概要（ 外務省ホームページから引用）

本条約は、前文、本文 42 か条、末文及び 2 つの附属書から成っており、その主たる規定は、次のとおり。

(1) 第 1 条 目的

「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。」

(2) 第 6 条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したもとなるようにすること」を行う。

(3) 第 7 条 特定及び監視

締約国は、「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」し、また、そのように「特定される生物の多様性の構成要素を監視する」。

(4) 第 8 条 生息域内保全

締約国は、「(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること」を行う。

締約国は、「(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」を行う。

締約国は、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。

締約国は、「(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」を行う。

(5) 第 9 条 生息域外保全

締約国は、「(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること」を行う。

(6) 第 14 条 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」する。

「締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。」

(7) 第 15 条 遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」。

「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」。

(8) 第 16 条 技術の取得の機会及び移転

締約国は、開発途上国に対し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術」の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」。

(9) 第 18 条 技術上及び科学上の協力

「締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する」。

また、「締約国会議は、第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み (a clearing-house mechanism) を確立する方法について決定する」。

(10) 第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続 (特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの) を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

(11) 第 20 条 資金

「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する」。

(12) 第 21 条 資金供与の制度

「この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるもの」とする (There shall be a mechanism for ~ )。

(13) 第 22 条 他の国際条約との関係

「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

(14) 第 39 条 資金供与に関する暫定措置

国際連合開発計画 (UNDP)、国際連合環境計画 (UNEP) 及び国際復興開発銀行 (IBRD=世界銀行 (World Bank)) の地球環境ファシリティ (GEF) は、締約国会議が第 21 条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

## 資料2 生物多様性基本法の概要

生物多様性基本法の概要（環境省ホームページから引用）

### 生物多様性基本法の概要

平成20年6月6日法律第58号

#### 前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

#### 目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

#### 基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

#### 責務

国の責務、地方公共団体の責務：基本原則にのっとりた施策の実施等  
事業者の責務、国民及び民間団体の責務：基本原則にのっとりた活動等に努める

#### 年次報告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合）

#### 生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

#### 基本的施策

##### 保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

##### 持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

##### 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

# 生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）

## 前文

### 第一章 総則（第一条 第十条）

### 第二章 生物多様性戦略（第十一条 第十三条）

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国の施策（第十四条 第二十六条）

#### 第二節 地方公共団体の施策（第二十七条）

## 附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

### （基本原則）

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

- 2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。
- 5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の有機的な連携への配慮）

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

- 2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
  - 二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項 に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
  - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマス利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。



2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料3 愛知目標（20の個別目標）

愛知目標（20の個別目標）

戦略目標A	目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。
	目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
	目標3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
	目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
戦略目標B	目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
	目標6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。
	目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
	目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。
	目標9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。
	目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。
戦略目標C	目標11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
	目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
	目標13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標D	目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
	目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
	目標16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会（アクセス）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E	目標 17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
	目標 18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。
	目標 19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
	目標 20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

資料4 指標の現状値一覧

区分	指 標	現状値
地域の特性に応じた生物多様性の保全	1 水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合	78%
	2 丹沢山地における林床植生の状況	-
	3 野生生物（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ）による農作物被害額	ニホンジカ：22,592 千円 ニホンザル：25,208 千円 イノシシ：51,488 千円
	4 アライグマの捕獲効率	0.65
	5 里地里山認定協定活動の面積	403,338 平方メートル
	6 河川の水質環境基準（BOD）の達成率	97.2%
	7 湖沼及び海域の水質環境基準（COD）の達成率	湖沼：80.0% 海域：69.2%
	8 地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積	
	8-1 自然公園指定面積	55,138 ヘクタール
	8-2 保安林指定面積	51,808 ヘクタール
	8-3 自然環境保全地域指定面積	11,236 ヘクタール
	8-4 歴史的風土保存区域指定面積	989 ヘクタール
	8-5 近郊緑地保全区域指定面積	4,800 ヘクタール
	8-6 特別緑地保全地区指定面積	604 ヘクタール
8-7 風致地区指定面積	15,003 ヘクタール	
8-8 生産緑地地区指定面積	1,380 ヘクタール	
8-9 トラスト緑地面積	890 ヘクタール	
8-10 都市公園面積	4,790 ヘクタール	
と生物多様性の理解の促進	9 生物多様性についての県民意識	-
	10 里地里山の保全活動に取り組んだ人数	4,599 人
	11 小網代の森の年間利用者数	87,000 人
	12 自然環境保全センターが実施する研修会、観察会等の参加人数	3,458 人

- ・現状値は、2014（平成26）年度。
- ・「2 丹沢山地における林床植生の状況」については、指標として適切な数値の表し方を検討しており、次年度に把握する指標値の公表に合わせて示していくこととし、現状値は記載していない。
- ・「9 生物多様性についての県民意識」については、2016（平成28年度）以降、新たに調査を開始することから、現状値を把握していない。
- ・「11 小網代の森の年間利用者数」については、2014（平成26）年7月の一般利用開始後、2015（平成27）年3月までの利用者数。

資料5 本県における主な特定外来生物の分布状況（表3）について

表3の作成に当たり、根拠とした資料は、次のとおり。

【資料5-1：平成22年度神奈川県生物多様性保全検討基礎情報収集委託事業における文献調査結果】

分類群	種名		記録件数 <sup>1</sup>
哺乳類	1-1	ハリネズミ属	0
	1-2	タイワンザル	0
	1-3	アカゲザル	0
	1-4	ヌートリア	1
	1-5	タイワンリス(クリハラリス)	38
	1-6	マスクラット	1
	1-7	アライグマ <sup>2</sup>	-
	1-8	アメリカミンク	0
	1-9	アキシスジカ属	0
	1-10	キョン	0
鳥類	2-1	ガビチョウ	219
	2-2	カオジロガビチョウ	0
	2-3	カオグロガビチョウ	28
	2-4	ソウシチョウ	87
爬虫類・両生類	3-1	カミツキガメ	31
	3-2	ウシガエル	71
魚類	4-1	カダヤシ	101
	4-2	ブルーギル	103
	4-3	コクチバス	6
	4-4	オオクチバス <sup>3</sup>	271
	4-5	チャンネルキャットフィッシュ	1
クモ・サソリ類	5-1	ハイイロゴケグモ	4
	5-2	セアカゴケグモ	0
甲殻類	6-1	ウチダザリガニ、タンカイザリガニ	0
昆虫類	7-1	セイヨウオオマルハナバチ	3
	7-2	アルゼンチンアリ	1
軟体動物等	8-1	カワヒバリガイ属	0
植物	9-1	オオキンケイギク	98
	9-2	ミズヒマワリ	0
	9-3	オオハンゴンソウ	44
	9-4	ナルトサワギク	0
	9-5	オオカワヂシャ	35
	9-6	ナガエツルノゲイトウ	6
	9-7	ブラジルチドメグサ	0
	9-8	アレチウリ	232
	9-9	オオフサモ	67
	9-10	ボタンウキクサ	7
	9-11	アゾラ・クリスタータ	0
合計：24種			1455

1：記録件数とは、文献の数ではなく、文献に記載された記録数（文献1冊に複数の記録件数が存在する場合がある）を示す。

2：アライグマは、平成22年度神奈川県アライグマモニタリング報告書（暫定版）における平成17年度から平成21年の捕獲データに基づく3次メッシュ図のみを参考としたため、記録件数は算出していない。

3：オオクチバスの記録には、「ブラックバス」と標記のある54件の文献記録が含まれている。

【資料 5-2：国立開発研究法人国立環境研究所「侵入生物データベース検索結果(平成 28 年 3 月 1 日現在)」】

和名 [学名]	国内移入分布	法的規制
ハリネズミ属 [Erinaceus spp.]	静岡県, 神奈川県にアムールハリネズミが定着 岩手・長野・富山・栃木県で目撃例・捕獲例あり	外来生物法で特定外来生物に指定された
クリハラリス [Callosciurus erythraeus subssp.]	神奈川県(南東部), 静岡県(伊豆半島東部, 浜松城公園), 岐阜県(金華山), 大阪府(大阪城公園), 兵庫県(姫路城公園), 和歌山県(和歌山城公園, 友ヶ島), 長崎県(壱岐, 福江島), 大分県(高島), 熊本県(宇土半島), 伊豆大島, 東京都(あきる野市), 埼玉県(入間市)	特定外来生物(外来生物法) 狩猟獣(鳥獣保護法)
アライグマ [Procyon lotor]	ほぼ全国	特定外来生物(外来生物法) 狩猟鳥獣(鳥獣保護法) 移入規制種(佐賀県での放逐禁止, 佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
カオグロガビチョウ [Garrulax perspicillatus]	岩手, 群馬, 埼玉, 東京, 神奈川の各都県	外来生物法で特定外来生物に指定された
ガビチョウ [Garrulax canorus]	宮城, 福島, 千葉県を除く関東各都県, 大阪, 兵庫, 鳥取, 島根, 山口, 高知, 鹿児島を除く九州各県	外来生物法で特定外来生物に指定された
ソウシチョウ [Leiothrix lutea]	茨城, 東京, 神奈川, 山梨, 静岡, 愛知, 和歌山, 大阪, 奈良, 兵庫, 三重, 福岡, 熊本, 大分, 宮崎の都府県で繁殖した記録がある 山形, 栃木, 群馬, 埼玉, 長野, 岐阜, 福井の各県および近畿・中国・四国・九州の全県でも分布記録あり	外来生物法で特定外来生物に指定された
カミツキガメ [Chelydra serpentina subssp.]	千葉県印旛沼付近及び静岡県に定着しており, 東京都練馬区光が丘公園, 上野不忍池でも定着の可能性が指摘されている 福島, 新潟, 群馬, 茨城, 埼玉, 神奈川, 山梨, 長野, 石川, 東海, 近畿, 岡山, 鳥取, 広島, 山口, 香川, 福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 宮崎, 熊本, 鹿児島, 沖縄の各県で記録あり 福島県の阿武隈川で 2010 年 6 月に捕獲された雌は, 潜在的に繁殖可能であることが確認されている	特定外来生物(外来生物法) 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
ウシガエル [Rana catesbeiana]	北海道南部, 本州以南の日本列島のほぼ全域と周辺島嶼(佐渡島, 壱岐, 五島列島など), 奄美諸島(与路島, 徳之島, 沖永良部島), 沖縄諸島(伊平屋島, 伊是名島, 伊江島, 沖縄島, 久米島)八重山諸島(小浜島, 西表島)	外来生物法で特定外来生物に指定された
カダヤシ [Gambusia affinis]	福島県以南の本州, 四国, 九州, 沖縄, 小笠原	外来生物法で特定外来生物に指定された 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
ブルーギル [Lepomis macrochirus]	ほぼ全国	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が漁業調整規則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
コクチバス [Micropterus dolomieu]	福島, 栃木, 長野, 滋賀, 奈良	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が(内水面)漁業調整規則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
オオクチバス [Micropterus salmoides]	ほぼ全国 隠岐・佐渡など一部離島を含む	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が(内水面)漁業調整規則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)

和名 [学名]	国内移入分布	法的規制
アルゼンチンアリ [Linepithema humile]	東京, 神奈川, 静岡, 愛知, 岐阜, 京都, 大阪, 兵庫, 岡山, 広島, 山口, 徳島の各都府県	外来生物法で特定外来生物に指定された
ハイロゴケグモ [Latrodectus geometricus]	東京, 神奈川, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 岡山, 山口, 福岡, 宮崎, 鹿児島, 沖縄で発見記録あり	外来生物法で特定外来生物に1次指定された
セアカゴケグモ [Latrodectus hasselti]	岩手県, 宮城県, 福島県, 群馬県, 茨城県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 静岡県, 愛知県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 三重県, 京都府, 大阪府, 滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県 (淡路島含む), 岡山県, 広島県, 山口県, 鳥取県, 香川県, 徳島県, 高知県, 愛媛県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県で発見記録あり 近畿地方・東海地方は特に多い 茨城県では, 2013年1月, 岩手県では2013年6月, 熊本県では2013年8月, 千葉県・福島県・鳥取県・静岡県では2013年9月, 愛媛県では2014年1月に初記録された 石川県・福井県・埼玉県・東京都では, 2014年に初記録された	外来生物法で特定外来生物に指定された
オオキンケイギク [Coreopsis lanceolata]	沖縄を含むほぼ全国	外来生物法で特定外来生物に指定された移入規制種 (佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
オオハンゴンソウ [Rudbeckia laciniata]	ほぼ全国 奈良, 大阪を除く本州の全都府県, 北海道, 愛媛, 高知, 大分, 宮崎, 沖縄の各県	外来生物法で特定外来生物に指定された
オオカワヂシャ [Veronica anagallis-aquatica]	岩手, 秋田, 山形, 山梨, 石川を除く本州全都府県, 徳島, 愛媛, 大分, 佐賀の各県	外来生物法で特定外来生物に2次指定された 移入規制種 (佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
ナガエツルノゲイトウ [Alternanthera philoxeroides]	千葉, 神奈川, 静岡, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 徳島, 福岡, 佐賀, 熊本, 鹿児島, 沖縄の各府県	外来生物法で特定外来生物に1次指定された
アレチウリ [Sicyos angulatus]	ほぼ全国	植物防疫法により, チチュウカイミバエ・ウリミバエ発生地からのうり科植物の輸入禁止 外来生物法で特定外来生物に指定された
オオフサモ [Myriophyllum aquaticum]	ほぼ全国 (青森, 岩手, 秋田, 福島, 新潟, 石川の各県では未確認)	外来生物法で特定外来生物に指定された移入規制種 (佐賀県 環境の保全と創造に関する条例) オーストラリアへの持ち込みが規制されている
ボタンウキクサ [Pistia stratiotes]	関東~北陸以西~沖縄, 小笠原	外来生物法で特定外来生物に指定された移入規制種 (佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)

侵入生物データベースにおいて、検索条件に 国内移入分布：「関東地方」、法的規制：「特定外来生物（外来生物法）」を設定して検索した結果から、神奈川県内に分布する種を抽出した結果を示している。

**資料6** 生物多様性に関する県民アンケート調査（e-かなネットアンケート）調査結果

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（かながわ生物多様性計画）の策定に当たり、本県の生物多様性の保全に係る課題や取組の方向性等について参考とするために実施したアンケート調査の概要は、次のとおり。

調査対象：インターネット利用者

調査期間：平成25年11月1日（金曜日）から12月27日（金曜日）

回収状況：201人

調査の項目：

生物多様性の認知度について

生物多様性の危機に対する意識について

生物多様性の保全について

生物多様性に関する普及啓発について

調査結果：

年齢をお伺いします。差し支えなければお知らせください。（n=201）

10代	(0件 0%)
20代	(12件 5.9%)
30代	(20件 10%)
40代	(56件 27.9%)
50代	(41件 20.4%)
60代	(37件 18.4%)
70代	(25件 12.4%)
80代以上	(6件 3%)
未回答	(4件 2%)

あなたは「生物多様性」という言葉をご存知ですか。（n=201）

知っている	(92件 45.8%)
聞いたことはあるが意味は知らない	(69件 34.3%)
知らない	(37件 18.4%)
未回答	(3件 1.5%)

本県における生物多様性について、あなたが深刻だと思える危機はなんですか。（n=201）

(1) 丹沢山地のブナ林の立枯れや水源涵養機能等に重要な林の地表面に生える植物群の衰退	(47件 23.4%)
(2) 里地里山の生態系の喪失・悪化	(31件 15.4%)
(3) 都市緑地の分断・孤立による動植物の生息環境の喪失	(18件 8.9%)



(4) 堰堤等による河川の連続性の分断や水辺環境の喪失・悪化	(8件 4%)
(5) 外来種による生態系への悪影響	(54件 26.9%)
(6) 沿岸部の開発や水質環境の悪化など浅い海の生態系の喪失・悪化	(4件 2%)
(7) 地球温暖化による生態系への悪影響	(36件 17.9%)
(8) その他	(1件 0.5%)
未回答	(2件 1%)

本県において、生物多様性の保全を進めるべき地域はどこだと思いますか。(複数選択可) (n=504)

(1) 横浜・川崎(横浜市・川崎市)	(85件 16.9%)
(2) 横須賀・三浦(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町)	(80件 15.9%)
(3) 県央(相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村)	(78件 15.5%)
(4) 湘南(平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町)	(69件 13.7%)
(5) 足柄上(南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	(101件 20%)
(6) 西湘(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)	(89件 17.7%)
(7) その他	(2件 0.3%)
未回答	(0件 0%)

生物多様性の保全のために、本県が重点的に取り組むべきだと思うことは何ですか。(複数選択可。回答は3つまで) (n=481)

(1) 絶滅のおそれのある希少な動植物の保全対策	(83件 17.2%)
(2) 外来種による生態系への影響防止(外来種除去)	(114件 23.7%)
(3) 農林業や生態系に及ぼす鳥獣対策	(47件 9.8%)
(4) 普及啓発(環境学習を含む)	(35件 7.3%)
(5) 生物が暮らしやすい環境となるよう生息地の保全	(61件 12.7%)
(6) 生物多様性に関する調査・研究の充実	(19件 4%)
(7) 人と自然の関係を再構築(里山管理等)	(45件 9.3%)
(8) 森・里・川・海のつながりを確保	(50件 10.4%)

(9) 生物多様性に関する情報基盤の整備	(21件 4.4%)
(10) 特にない	(5件 1%)
(11) その他	(1件 0.2%)
未回答	(0件 0%)

生物多様性の大切さを浸透させるために、あなたは何が必要だと思いますか (n=201)

(1) 自然観察会	(25件 12.4%)
(2) 学校での環境教育	(74件 36.8%)
(3) 県のたよりや、ホームページでの情報発信	(52件 25.9%)
(4) 生物多様性に関する講習会やワークショップの開催	(44件 21.9%)
(5) その他	(5件 2.5%)
未回答	(1件 0.5%)

自然観察会などが県内各地で開催されています。あなたはこうした活動に参加したことがありますか。また今後参加したいと思いますか。 (n=201)

参加したことがある	(33件 16.4%)
今後、参加したい	(135件 67.2%)
参加したいとは思わない	(27件 13.4%)
未回答	(6件 3%)

あなたは、生物多様性を守るために、日頃からどのようなことを行っていますか (n=201)

(1) 自然保護活動や美化活動への参加	(45件 22.3%)
(2) ホームページ等での情報発信	(10件 5%)
(3) 自然観察会や講習会の開催	(18件 9%)
(4) 自然観察会等、環境教育講習会に参加	(17件 8.5%)
(5) 環境に配慮した商品の購入	(97件 48.2%)
(6) その他	(7件 3.5%)
未回答	(7件 3.5%)

資料7 かながわ生物多様性計画の取組の所管課一覧

章 項目	エリア区分又は取組の項目	
	主な取組	所管課
1 県土の エリアに 即した 取組	(1) 丹沢エリア	
	ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進	水源環境保全課、自然環境保全課、 自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課
	(2) 箱根エリア	
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(3) 山麓の里山エリア	
	里地里山の保全等の促進	農地保全課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	自然公園の施設整備の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	都市公園の整備の推進	都市公園課
	(4) 都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)	
	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課
	トラスト制度などによる緑地の保全	自然環境保全課
	里地里山の保全等の促進	農地保全課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター
	アライグマ防除対策の推進	自然環境保全課
	(5) 三浦半島エリア	
	地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全	自然環境保全課、都市公園課
	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課
	地域資源を生かした自然とのふれあいの推進	自然環境保全課、都市公園課、農地保全課、 水産課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター
	アライグマ防除対策等の推進	自然環境保全課

	(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア	
	自然環境に配慮した川づくり	河川課、水源環境保全課
	総合的な土砂管理と海岸の保全	流域海岸企画課、砂防海岸課
	沿岸域の環境保全と持続可能な水産業の推進	水産課、大気水質課
2 エリアをまたぐ取組	(1) 野生鳥獣との共存を目指した取組	
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(2) 外来生物の監視と防除	
	(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全	
	緑地等を保全する制度の活用	自然環境保全課（保安林と都市公園は、それぞれ水源環境保全課、都市公園課）
	緑の基本計画による生態系の保全	自然環境保全課、都市公園課
	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組	
	神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整	土地水資源対策課
	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	環境計画課
	みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保	自然環境保全課
	環境保全型農業の推進	担い手支援課、農政課、農業技術センター
	水産資源の適切な管理の推進	水産課、水産技術センター
	3 生物多様性の保全のための行動の促進	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信
生物多様性に関する情報サイトの整備		自然環境保全課
生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用		自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館
(2) 多様な主体による取組の促進		
生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用		自然環境保全課
県民、企業、市町村等による講座等への支援		自然環境保全課
かながわのナショナル・トラスト運動の推進		自然環境保全課
県民参加による自然環境保全活動の推進		自然環境保全課、自然環境保全センター、水源環境保全課
マイエコ10（てん）宣言の普及を通じた保全行動の促進		環境計画課
(3) 環境学習・教育の推進		
学校における環境学習・教育の推進		高校教育課、子ども教育支援課、特別支援教育課、総合教育センター、環境計画課
地域における環境学習・教育の推進		自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館、環境科学センター
小網代の森における自然観察会などの実施		自然環境保全課

資料8 里山指標種の生息・生育状況(図8)について

里山指標種については、植物及び昆虫類(チョウ類及びトンボ類)を対象種として文献調査及び有識者へのヒアリングを行い、植物52種、昆虫72種の生息・生育状況を基に作図した。

対象種(植物)

No.	科名	種名	分布情報(地点数)	里山	草地	湿地	水田	水域	水辺	海岸
				広葉樹林	低木林、二次草原等	ススキ草地、	湿地、ヨシ原等	谷戸等にある湧水の流入する水田	池沼、水路	ワンド、たまり、河川敷、水辺
1	ミズワラビ科	ミズワラビ	22							
2	アカウキクサ科	オオアカウキクサ	20							
3	カバノキ科	イヌシデ	74							
4	ブナ科	アラカシ	62							
5		シラカシ	61							
6		コナラ	91							
7	ニレ科	ムクノキ	88							
8		エノキ	93							
9	イラクサ科	ラセイタソウ	18							
10	ビャクダン科	カナビキソウ	58							
11	モクレン科	コブシ	52							
12	キンボウゲ科	イヌショウマ	52							
13	センリョウ科	ヒトリシズカ	82							
14		フタリシズカ	73							
15	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	56							
16	バラ科	イヌザクラ	52							
17		ウワミズザクラ	74							
18		ワレモコウ	51							
19	マメ科	ネムノキ	53							
20	トウダイグサ科	タカトウダイ	53							
21	スマレ科	スマレ	85							
22	ウリ科	スズメウリ	65							
23	ミズキ科	ミズキ	70							
24	ウコギ科	ハリギリ	72							
25	エゴノキ科	エゴノキ	79							
26	ガガイモ科	コバノカモメツル	52							
27	ヒルガオ科	ハマヒルガオ	15							
28	クマツヅラ科	ムラサキシキブ	107							
29	シソ科	アキノタムラソウ	76							
30	ゴマノハグサ科	アゼトウガラシ	42							
31		コシオガマ	66							
32	スイカズラ科	ガマズミ	98							
33	キキョウ科	ツリガネニンジン	69							
34		ツルニンジン	51							
35	キク科	ノコンギク	75							
36		シラヤマギク	59							
37		ヒヨドリバナ	78							
38		ユウガギク	51							
39		カントウヨメナ	81							
40		コウヤボウキ	68							
41	トチカガミ科	ミズオオバコ	12							
42	ユリ科	ホウチャクソウ	87							
43		ナルコユリ	68							
44		ツルボ	65							
45		ヤマホトトギス	67							
46		アマナ	23							
47	イネ科	ノガリヤス	62							
48	カヤツリグサ科	ミコシガヤ	23							
49		クログワイ	40							
50		コウボウシバ	18							
51	ラン科	エビネ	54							
52		キンラン	66							
	32科	52種		26種	17種	6種	6種	3種	3種	3種

対象種（昆虫）

No.	目名	科名	種名	分布情報 (地点数)	里山		草地		湿地		水辺・水域				海辺				
					広葉樹林	低木林	林縁	笹原	草地	湿地	ヨシ原	水田	たまり	ワンド	水路	水辺	河原	海辺	海浜植生
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	ホソミオツネイトンボ	98									●						
2			オオアオイトトンボ	130	●					●				●					
3		イトトンボ科	クロイトトンボ	137	●									●					
4			キイトトンボ	51						●	●	●	●	●					
5			アジイトトンボ	272					●	●	●	●	●	●					
6		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	39	●									●					
7		カワトンボ科	ハグロトンボ	151											●				
8			ニホシカワトンボ	221							●				●				
9		ヤンマ科	マルタンヤンマ	81	●						●		●	●					
10			クロスジギンヤンマ	153	●									●					
11			ギンヤンマ	281											●				
12			コシボソヤンマ	83	●											●			
13			カトリヤンマ	143	●									●	●		●		
14			ヤブヤンマ	137	●						●				●				
15		サナエトンボ科	ヤマサナエ	128	●										●				
16			ダビドサナエ	156	●														
17			コオニヤンマ	88	●													●	
18		オニヤンマ科	オニヤンマ	349			●		●	●				●	●	●			
19		エゾトンボ科	コヤマトンボ	110	●									●	●				
20		トンボ科	ショウジョウトンボ	188							●				●				
21			ハラビロトンボ	95						●	●	●	●			●			
22			シオカラトンボ	512							●	●	●	●					
23			シオヤトンボ	154							●	●	●	●					
24			オオシオカラトンボ	241	●						●	●	●	●					
25			ウスバキトンボ	415							●	●	●	●					
26			ナツアカネ	184							●	●	●	●					
27			マユタテアカネ	174	●		●			●	●	●	●	●	●	●			
28			アキアカネ	333							●	●	●	●	●	●			
29			ヒメアカネ	96	●						●	●	●	●	●	●			
30		ミヤマアカネ	200							●	●	●	●	●	●				
31	カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ科	オオカマキリ	95	●	●	●												
32	バッタ目(直翅目)	ケラ科	ケラ	32					●	●		●	●						
33		バッタ科	ショウリョウバッタ	125						●						●			
34		オンブバッタ科	オンブバッタ	123						●									
35	カメムシ目(半翅目)	セミ科	ヒグラシ	100	●														
36		タイコウデ科	タイコウデ	31								●	●						
37	チョウ目(鱗翅目)	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	36					●							●	●		
38			イチモンジセセリ	78						●							●		
39			コチャバネセセリ	81	●		●	●											
40		テングチョウ科	テングチョウ	69	●		●										●		
41		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	86	●	●													
42			ウラゴマダラシジミ	64	●		●			●							●		
43			ルリシジミ	72	●		●			●							●	●	
44			ウラギンシジミ	64	●		●										●	●	
45			ウラナミアカシジミ	53															●
46			ベニシジミ	73						●	●						●	●	
47			ミドリシジミ	54	●	●					●								
48		タテハチョウ科	スミナガシ	46	●		●												
49			ゴマダラチョウ	61	●	●													
50			イチモンジチョウ	66	●	●	●											●	
51			ヒオドリクチョウ	58	●													●	
52			キタテハ	77						●					●			●	
53			オオムラサキ	100	●	●													
54			アカタテハ	88			●			●								●	
55			アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ	71	●		●			●							●	●
56				アオスジアゲハ	75	●		●											
57				ギフチョウ	89	●													
58		カラスアゲハ		71	●						●								
59		モンキアゲハ		74	●		●				●								
60		キアゲハ		73			●			●	●			●		●	●		
61		クロアゲハ	75	●		●													
62		シロチョウ科	モンキチョウ	74					●								●		
63			ツマグロキチョウ	107						●							●		
64			スジグロシロチョウ	74			●							●	●	●			
65			モンシロチョウ	75													●		
66		ジャノメチョウ科	ヒカゲチョウ	64	●	●	●												
67	ジャノメチョウ		55		●	●			●							●	●		
68	コジャノメ		87	●	●	●			●	●									
69	サトキマダラヒカゲ		63	●	●	●	●												
70	ヤママユガ科	ウスタビガ	17	●															
71	コウチュウ目(鞘翅目)	エンマムシ科	ハマベエンマムシ	32													●		
72		カミキリムシ科	シロスジカミキリ	76	●	●													
	6目	25科	72種																
					40種	11種	20種	2種	19種	25種	7種	17種	20種	16種	6種	20種	8種	1種	

資料9 生物多様性に関連する情報（ホームページアドレス）

【条約、法律、国家戦略に関連する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性条約	外務省 公式ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html</a>
生物多様性基本法	環境省 生物多様性 Biodiversity <a href="http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html">http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html</a>
愛知目標	環境省 生物多様性 Biodiversity <a href="http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_02.html">http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_02.html</a>
生物多様性国家戦略 2012-2020	環境省 生物多様性 Biodiversity <a href="http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/">http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/</a>
	環境省報道発表資料（平成 24 年 9 月 28 日） <a href="http://www.env.go.jp/press/15758.html">http://www.env.go.jp/press/15758.html</a>

【生物多様性の保全行動の促進に関する情報】

項目	ホームページアドレス等
国民の行動リスト	環境省報道発表資料（平成 21 年 3 月 31 日） <a href="http://www.env.go.jp/press/11003.html">http://www.env.go.jp/press/11003.html</a>
MY 行動宣言 5 つのアクション	国連生物多様性の 10 年日本委員会 <a href="http://undb.jp/committee/tool/action/">http://undb.jp/committee/tool/action/</a>
マイエコ 10（てん） 宣言	私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ 神奈川県環境農政局環境部 環境計画課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160477/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160477/</a>
	マイエコ 10 宣言・マイアジェンダ登録制度 神奈川県環境農政局環境部環境 計画課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/</a>
環境ラベル等	環境ラベル等データベース 環境省総合環境政策局 <a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/</a>
生物多様性に関する 企業の取組事例	生物多様性民間参画パートナーシップ 事例紹介 生物多様性民間参画パート ナーシップ事務局（経団連自然保護協議会、IUCN 日本プロジェクトオフィス） <a href="http://www.bd-partner.org/case/">http://www.bd-partner.org/case/</a>
（一社）日本経団連 生物多様性宣言 行動 指針とその手引き	生物多様性民間参画パートナーシップ 行動指針、ガイドライン等 生物多様 性民間参画パートナーシップ事務局（経団連自然保護協議会、IUCN 日本プロ ジェクトオフィス） <a href="http://www.bd-partner.org/reference/guidelines/">http://www.bd-partner.org/reference/guidelines/</a>

【生物多様性に関する調査、基礎データなどに関する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性地域戦略策定状況	環境省報道発表資料（平成27年5月21日） <a href="https://www.env.go.jp/press/101003.html">https://www.env.go.jp/press/101003.html</a>
環境問題に関する世論調査	世論調査 内閣府大臣官房政府広報室（平成26年7月調査） <a href="http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyoku/index.html">http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyoku/index.html</a>
生物多様性と生態系サービス	環境省 自然の恵みの価値を計る <a href="http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html">http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html</a>
環境経済基礎情報等（自然環境の現状等）	環境省 環境経済情報ポータルサイト <a href="http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/index.html">http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/index.html</a>
生物多様性保全上重要な里地里山	環境省報道発表資料（平成27年12月18日） <a href="https://www.env.go.jp/press/101784.html">https://www.env.go.jp/press/101784.html</a>
特定外来生物の分布状況	侵入生物データベース 国立開発研究法人国立環境研究所 <a href="http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/">http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/</a>

【生物多様性に配慮した緑化に関する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性の保全に配慮した都市緑化	生物多様性の保全に配慮した都市緑化事例集 九都県市首脳会議環境問題対策委員会緑化政策専門部会 <a href="http://www.tokenshi-kankyo.jp/green/fukyukeihatsu01.html">http://www.tokenshi-kankyo.jp/green/fukyukeihatsu01.html</a>
緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術配慮事項	国土交通省都市局 公園とみどり <a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000022.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000022.html</a>

【かながわ生物多様性計画に関連する県の諸計画】

項目	ホームページアドレス等
かながわランドデザイン	かながわランドデザイン 神奈川県政策局政策部総合政策課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4895/p434921.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4895/p434921.html</a>
神奈川県環境基本計画	神奈川県環境基本計画 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f1023/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f1023/</a>
神奈川みどり計画	神奈川みどり計画 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3682/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3682/</a>
神奈川県アライグマ防除実施計画	神奈川県アライグマ防除実施計画について 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10115.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10115.html</a>
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・ニホンザル）	第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・ニホンザル） 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10114.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10114.html</a>
丹沢大山自然再生計画	自然再生のための計画と取り組み 神奈川県自然環境保全センター <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p446590.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p446590.html</a>
かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画	水源環境保全・再生の計画 神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23515.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23515.html</a>
かながわ里地里山保全等促進指針	かながわの里地里山 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300562/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300562/</a>



【環境学習・教育、ふれあいの場の提供に関する情報】

項目	ホームページアドレス等
里地里山での体験等	里地里山の保全等の活動団体のイベント情報 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300562/p327323.html
農体験ができる公園等	目的別県立都市公園等一覧 神奈川県県土整備局都市部都市公園課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6599/p19725.html
小網代の森について	小網代の森について 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p820028.html
自然観察会などの学習支援活動について	自然環境保全センターの行事のご案内 神奈川県自然環境保全センター http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p4822.html
	生命の星・地球博物館の講座・催し物情報 神奈川県生命の星・地球博物館 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70061/
農林水産業とのふれあい施設等	かながわのグリーンツーリズム 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300581/
市民農園	市民農園について 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300479/
漁協朝市・直売所等	魚を食べよう！朝市・直販所 神奈川県環境農政局水・緑部水産課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f790/p8890.html
朝市・直売所情報 (神奈川県の地産地消)	神奈川県内の朝市・直売所情報 神奈川県産業労働局観光部観光企画課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6914/p22440.html

【かながわ生物多様性計画策定経過などに関する情報】

項目	ホームページアドレス等
神奈川県生物多様性一次地域戦略検討委員会	神奈川県生物多様性一次地域戦略検討委員会 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12655/p986281.html
神奈川県自然環境保全審議会	附属機関等の概要 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f13186/
計画（骨子案）に対する意見募集	（意見募集の結果公表） 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12655/p983971.html